

平成24年（ワ）第328号，平成25年（ワ）第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

## 第23準備書面

(大飯原発に関する福井地裁判決を受けて)

2014年（平成26）年7月4日

金沢地方裁判所民事部合議B1係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明

外

### 第1 はじめに

平成26年5月21日，福井地方裁判所は大飯原子力発電所3，4号機運転差止請求事件において，同原発の運転差し止めを認容する判決（以下「大飯判決」という。なお引用部分には同判決書のページ数を付した。）を言い渡した（甲D第1号証）。

大飯判決は，人格権を憲法上の権利と位置づけるのみならず，我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできないと判示し，人格権の重要性を高らかに述べている。その上で同判決は，福島原発事故をふまえて，原子力発電所に求められるべき安全性，信頼性について，極めて高度なものではなければならない，万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の

措置がとられなければならないとした。そして、同判決は、大飯原発の運転により周辺住民の人格権侵害の具体的危険性が認められるとして、同原発の運転差し止めを認めた。

大飯判決は、原発の安全性をめぐる全国各地の訴訟の中で福島原発事故後に言い渡された初めての司法判断であるとともに、その判断内容は大飯原発のみならず本件原発にもそのまま妥当するものであり、本書面では、大飯判決の概要を述べるとともに、本件訴訟における大飯判決の意義を明らかにする。

## 第2 大飯判決の概要及び本件訴訟における意義

### 1 人格権の重要性

(1) 大飯判決は、「人格権は憲法上の権利であり（13条，25条），また人の生命を基礎とするものであるがゆえに，我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことができない。」（38頁）として，人格権という人権が他の人権も含めた全ての権利利益と比べても最も尊重されるべき権利であることを明らかにしている。

これに続けて同判決は、「この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは，その侵害の理由，根拠，侵害者の過失の有無や差し止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく，人格権そのものに基づいて侵害行為の差し止めを請求できることになる。」（38頁）として，人格権の絶対性・排他性を強調して，人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれが認められる場合には，侵害の理由・根拠，侵害者の過失の有無，差し止めにより侵害者が被る不利益等他の要素を考慮することなく，差し止めが認められると判示した。その上で，原発運転差し止め訴訟においては，人格権にもとづく出版差し止め等の他の差し止め訴訟類型と異なり，人格権と対立する原子力発電所の運転の利益は，「電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法2

2条1項)に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。」(40頁)として、相拮抗する権利の調整に困難を伴う他の差止訴訟類型のように諸要素を比較考量して判断するのではなく、人格権の根幹部分に対する侵害の具体的危険性が万が一でもあるのか、反面からいえば原発に求められる安全性が保持されているのかだけを判断すれば足りるとしたのである。

- (2) この人格権尊重の判示部分は、原発運転により侵害されるおそれのある権利とはどのような内実をともなった権利なのかを明らかにするとともに、原発に求められる安全性とはどのようなものを導く上で重要な判示であり、ひいては原発運転差止訴訟において究極的に問題にされるべきは何かを明らかにしている点でも重要な判示である。

本件志賀原発訴訟においても、その運転により侵害されるおそれのあるのは、「生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分」であり、本件訴訟において問題とすべきは、かかる人格権への侵害の具体的危険性が万が一でもあるのか、それだけなのである。他の要素を考慮する必要はないのである。

## 2 原発に求められる安全性と原発訴訟における判断枠組み

- (1) その上で、大飯判決は、原発事故の甚大さ、深刻さについて、福島第一原発事故によって15万人もの住民が避難生活を余儀なくされていること、避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っていること、家族の離散・劣悪な避難生活の中でそれ以上の人命が失われたことは想像に難くないこと、原子力委員会委員長が250キロメートル圏内の住民に避難勧告をする可能性を検討していたこと、チェルノブイリ事故の避難区域も同規模に及んでいることから、「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになった」(40頁)と述べている。

(2) このように、人格権が最も尊重されるべき権利であることと、福島第一原発事故によって原子力発電所の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさが明らかになったという基本的認識から、原子力発電所の事故の被害が甚大かつ深刻であるがゆえに大飯判決は、原発に求められるべき安全性について、「原子力発電所に求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない」と判示する（39頁）。

(3) その上で、「大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い」と述べて、立証すべき対象については、「少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められる」（40頁）、「かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべき」（41頁）と判示し、立証責任については、「事故等によって原告らが被ばくする又は被ばくを避けるために避難を余儀なくされる具体的危険性があることの立証責任は原告らが負う」（42頁）と判示する。

要するに、立証命題は、「事故等によって原告らが被ばくする又は避難を余儀なくされる具体的危険性が万が一でもあるか否か」であり、これについての立証責任は原告が負うということである。従来原発訴訟においても、立証命題は原告らが被ばくする具体的危険性であり、原告がこの点について立証責任を負うとされてきたが、大飯判決に特徴的な点は、「具体的危険でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」（42頁、なお傍点原告）とする点にある。この判示事項については、従来裁判例における立証命題を再構築したのか、証明度を軽減したのか、あるいはこれら以外の法律構成をとるものかは検討の余地がある。いずれにせよ、具体的危険性であれば「万が一」の危険性の立証で足りるとされるのは、原発に対する差止訴訟だ

からということになる。

この点、大飯判決は、どのような技術であっても「万が一」の危険性の立証で足りるとしたのではなく、「大きな自然災害や戦争以外で、（人格権という：原告挿入）この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い」（40頁）からこそ、原発では「万が一」の危険性の立証で足りるとしたのである。

3 原子炉規制法にもとづく審査とは独立して司法判断は可能であり、かつ、司法判断がなされるべきであること

(1) 大飯判決は、「同法（原子炉規制法のこと：原告注）の趣旨とは独立して万一の危険も許されないという(1)の立論は存在する。」「科学的、専門技術的見地からなされる審査は専門技術的な裁量を伴うものとしてその判断が尊重されるべきことを原子炉規制法が予定しているものであったとしても、その趣旨とは関係なく(1)の観点から司法審査がなされるべきである。」（41頁）とした。

これは、原子炉規制法にもとづく新規制基準での適合性審査とは別個独立に、司法は司法としての判断すなわち人格権の根幹部分への侵害の具体的な危険性が万が一でもあるのか否かという判断が可能であり、司法の役割としてその判断を行うべきことを明言したものである。

(2) 現在、全国の多くの原発において、各電力会社が原子力規制委員会に対し、新規制基準のもとでの再稼働申請を行い、その中で科学的、専門技術的見地から適合性審査が行われているが、この判示部分は、原子力規制委員会の審査内容あるいは審査結果とは、司法の判断は別個独立のものだとした、これも重要な判示部分である。

従来の下級審裁判例の多くは、本件のような原発裁判をいわば科学的裁判ととらえ、旧原子力安全委員会等の科学的、専門技術的判断にひきずられ、あるいはあまりにもその判断を尊重しすぎ、委員会の審査を通過して

おりさえすれば当該原子力発電所の安全性に欠けることはないと判断してきた。

しかし、これは科学に対する盲信とでもいうべきものである。例えば地震現象一つとっても科学が全てを解明できていることはなく、現在分かっているのは地震発生のメカニズムの一端や平均的地震動などごく一部にすぎないのである。実際、東日本大震災での地震及びこれに起因する津波は1000年に1度程度の頻度で発生している可能性があるにもかかわらず、原発の審査ではかかる想定はなされずに安全だとされていたのである。

この点について大飯判決は、「我が国の地震学会においてこのような規模の地震（1260ガルを超える地震：原告注）の発生を一度も予知できていないことは公知の事実である。」（44頁）「大飯原発には1260ガルを超える地震は来ないとの確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。」（45頁）と判示して、科学の不確実性を前提とした判断をしている。

原告ら第20準備書面において主張したように、科学の不確実性とトランスサイエンスの考え方を前提に司法は司法としてなし得る判断を行うべきなのである。

- (3) 司法の責務について大飯判決は、「かような事態（人格権の根幹部分が極めて広汎に奪われる事態：原告注）を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。」（41頁）として、司法の果たすべき役割を直視している。

本件訴訟においても、同じように、適合性審査とは別個独立に、司法の判断がなされるべきである。

#### 4 大飯判決の本件訴訟における意義

上記1ないし3の判示事項は、大飯原発に特有の事情ではなく、全ての原発及び原発差止訴訟に共通する事情であり、当然、志賀原発及び本件訴訟にも妥当するものである。

したがって、本件訴訟においても、大飯判決が示した考え方は、極めて重要な意義を持つというべきである。

### 第3 大飯判決の判示事項と原告らのこれまでの主張との対比

#### 1 人格権についての原告らの主張

大飯判決の特徴的な判示事項として、まず、人格権の重要性について従来の裁判例に類を見ないほどに強調している点が挙げられる。この人格権の重要性から、人格権の絶対性・排他性が導かれ、侵害者の故意・過失を要せず、利益衡量もすることなく差止請求が可能という結論を根拠づけている。

この点、原告らは、人格権について「人間の生命・健康の維持と人たるにふさわしい生活環境の中で生きていくための権利という極めて根源的な内実を持った権利」（訴状9頁）と主張していたものであり、その趣旨は、大飯判決の判示するところと何ら変わらない。すなわち、原告らの主位的な主張は、生存を基盤とする人格権は全ての法分野において最高の価値を持つものであり、とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根源的な部分に対する侵害行為に対しては比較較量をすることなく差止が認められるべきというものなのである。現に、原告らは、志賀原発の不要性について論じた第6準備書面において、電力需要の議論を展開するに先立って「志賀原発の運転によって侵害されるのは、人間の生命・健康の維持と人たるにふさわしい生活環境の中で生きていくための人格権であり、また、人が健康で快適な生活を維持するために必要な良き環境を享受し、これを支配しうる環境権であるところ、これらは、電力

の安定供給などと比較衡量できる権利ではない。」（原告ら第6準備書面2頁）と主張してきた。すなわち、本訴訟において、原告らも、主位的には、利益衡量することなく差止請求が認められるべきと主張し、予備的に諸要素を比較較量しても差止請求が認められるべきであると主張してきたものである。

このように、人格権の重要性に対する主張、人格権に基づく差止請求の効果等に関して、原告らが主張するところは、大飯判決の判示事項と何ら変わりがない。

## 2 原発事故の甚大さと原発に求められる安全性についての原告らの主張

大飯判決は、原発に求められるべき安全性についても「極めて高度なものではなければならない、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない」（39頁）と特徴的な判示を行っている。そして、この判示事項は、既に述べた人格権の重要性と福島第一原発事故の被害状況を大前提として論じられている。

原告らは、原発に求められるべき安全性について、第11準備書面において、「絶対的なあるいはこれに準ずる程度に極めて高度な安全性」が求められると主張した。そして、この主張の前提として、原発災害の被害の深刻性、福島第一原発事故の経験、伊方最高裁判決が原発災害については万が一を許してはならないと判示していること等を挙げている（同準備書面17頁参照）。その上で、原告らは、従来言われてきたいわゆる絶対的安全性論に対する誤った批判を避けるため、原告らが主張するのは、どんな災害も起こさないという意味ではなく「福島第一原発事故のような重大な災害・過酷事故が万が一にも起こらないようにするための安全性」という意味での「絶対的なあるいはこれに準ずる程度に極めて高度な安全性」であると主張してきた（同準備書面19頁）。

このように、大飯判決の安全性に関する判示事項と原告らが主張している安全性は、全く同じと言ってもよいものである。

## 3 原発をめぐる科学の不確実性とトランスサイエンスについての原告らの主張



(1) 大飯判決は、「科学的、専門技術的見地からなされる審査は専門技術的な裁量を伴うものとしてその判断が尊重されるべきことを原子炉規制法が予定しているものであったとしても、その趣旨とは関係なく(1)の観点から司法審査がなされるべきである。」(41頁)とした。

これは、原子炉規制法にもとづく新規制基準での適合性審査とは別個独立に、司法は司法としての判断すなわち人格権の根幹部分への侵害の具体的な危険性が万が一でもあるのか否かという判断が可能であり、司法の役割としてその判断を行うべきことを明言したものである。

(2) 更に同判決は、1260ガルを超える地震について、「我が国の地震学会においてこのような規模の地震の発生を一度も予知できていないことは公知の事実である。地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ないのであって、仮説の立論や検証も実験という手法がとれない以上過去のデータに頼らざるを得ない。確かに地震は太古の昔から存在し、繰り返し発生している現象ではあるがその発生頻度は必ずしも高いものではない上に、正確な記録は近時のものに限られることからすると、頼るべき過去のデータは極めて限られたものにならざるをえない。・・・(中略)・・・したがって、大飯原発には1260ガルを超える地震は来ないとの確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。」(44～45頁)とした。

加えて、同判決は被告(関西電力)が、700ガルを超える地震が到来した場合の事象を想定し、これらの事象と対策を記載したイベントツリーを策定して、対策をとっていると主張したことに対し、「これらのイベントツリー記載の対策が真に有効な対策であるためには、第1に地震や津波のもたらす事故原因につながる事象を余すことなくとりあげること」が必要であるが「深刻な事故においては発生した事象が新たな事象を招いたり、事象が重なって起きたりするものであるから、第1の事故原因につながる事象のすべて

を取り上げることで自体が極めて困難であるといえる。」（46～47頁）とした。

- (3) ところで、原告らは第20準備書面において、原発では科学の不確実性とトランスサイエンスの問題があることを指摘したところであるが、大飯原発の前記(1)の指摘は正に科学としての規制基準に寄りかかることなく司法の判断がなされなければならないことを示した点ではトランスサイエンスを前提とする判示である。

又、前記(2)の各判示は科学の不確実性を前提とした判示であり、大飯判決の判断は原告らの第20準備書面の主張と軌を一にするものである。

#### 4 原発訴訟における判断枠組みについての原告らの主張

- (1) 大飯判決は、原発差止訴訟における立証命題について、事故等によって原告らが被ばく等をする具体的危険性が万が一でもあるか否かであると判示する。この特徴的な判示事項も、人格権の中核部分（憲法13条、25条）の至高性、根源性と、被告の経済活動の自由（憲法22条1項）に対する優位性から根拠づけられている（39～40頁）。そして、立証責任については、「具体的危険性があることの立証責任は原告らが負う」と判示する（ただし、その直後で「具体的危険性でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」と念押しをしている。）。
- (2) 原告らは、第21準備書面において、原発差止訴訟における立証命題及び立証責任について、伊方最高裁判決のアプローチからは、あくまでも具体的危険性が立証命題であり、本来、立証責任は原告が負うが、被告側が「安全性に欠ける点がないこと」（「絶対的なあるいはこれに準ずる程度に極めて高度な安全性」のレベルの事実であることを要する。）を主張・立証することが原発差止訴訟の審理の中心的な事項となり、被告がこれらの事実を相当程度厳格に立証すべきという主張をしていた（同準備書面8～10頁）。

そこでの原告らの主張は、伊方最高裁判決の枠組みを利用した場合、一旦、

原告側が審理の手がかりとなる争点提示的主張を行った後に、被告側に安全性に関する高度な主張・立証の必要が生じ、かかる主張・立証に被告が成功した場合に初めて原告に具体的危険性を主張・立証する責任が生じるとするものである。

この点、大飯判決では、従来の裁判例が誤って用いてきた（安全基準に適合していることで安易に被告の安全性立証を認めるなど）伊方最高裁判決の枠組みの手法については（なお、大飯判決は伊方最高裁判決とは明言していない。）「本件訴訟においては迂遠な手法といわざるを得ず、当裁判所はこれを採用しない」（42頁）とした。その上で、同判決は、原告が立証責任を負うものの、「具体的危険性でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」とした。ここでの被告側に求められる訴訟活動は、「万が一」の具体的危険性がないことを反証することと位置づけられることになる。

もともと、大飯判決の判示した内容と原告の主張する枠組みとで、実際の審理における適用の場面では大きく異なるものと思われる。すなわち、大飯判決では、原告が主張・立証責任を負うものの「具体的危険性でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」とされるところ、原告らの主張する伊方最高裁判決からのアプローチでは、まず原告らが審理の手がかりとなる争点提示的主張を行うという必要があるだけであり、実際の審理における主張・立証活動はほとんど差がなくなるものと思われる。

- (3) 原告らは、第21準備書面において、伊方最高裁判決からのアプローチとは別に、立証命題の再構築という観点からのアプローチと証明度軽減の法理からのアプローチも提示し、3つのアプローチは実際のあてはめの場面ではほとんど差がなくなることも例証していたが、大飯判決の「具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められる」という判示は、①「具体的危険」から「具体的危険の合理的可能性」に立証命題を再構築すること（立証命題の再構築という観点からのアプローチ）や②証明度軽減の法理から人格

権侵害の「具体的危険の合理的可能性」が証拠によって認められる場合には人格権侵害の具体的危険性が立証されたとみるべきと考えること（証明度軽減の法理からのアプローチ）と極めて近似していると考えられる。

(4) そもそも、原告らが提示した三つのアプローチは、福島第一原発事故後の社会情勢、原発災害の深刻さ、科学の不確実性といった共通の問題から、原発に求められる安全性を「絶対的なあるいはこれに準ずる程度に極めて高度な安全性」と措定し、導かれたアプローチである。したがって、前述のとおり、同様の問題意識から「極めて高度な」安全性が求められるとする大飯判決と実際の審理における適用の場面で主張・立証すべき内容が実質的に近似してくるのは道理である。

(5) このように、大飯判決の立証命題及び立証責任に関する判示事項は、原告らが第21準備書面で提示したアプローチと近似し、これらの考え方（アプローチの仕方）の差は、「新たな司法判断の枠組み」を構築するうえでの方法論の差に過ぎず、実際の適用場面ではほとんど差がない。これらのアプローチのどれか一つのみが正しいということでもないというべきである。

以 上